

仕様書

本仕様書は、公立大学法人奈良県立医科大学で使用するガスの需給に対して、ガスを調達するための方法を定めたものであり、次の条項に従いガスを供給すること。

1. 需給対象

- (1) 対象建物 奈良県立医科大学及び附属施設（ただし、新キャンパス除く）
- (2) 需要場所 奈良県橿原市四条町840番地
- (3) 業種及び用途 大学及び病院

2. ガスの概要

- (1) 種類 都市ガス 13A
- (2) 供給熱量 $45 \text{ MJ} / \text{m}^3 \text{N}$
- (3) 供給圧力 最高圧力：1.0 MPa 最低圧力：0.3 MPa（中圧A）
最高圧力：2.5 KPa 最低圧力：1.0 KPa（低圧）
- (4) 対象メーター 中圧2箇所及び低圧21箇所

3. ガスの使用条件

- (1) 予定契約最大使用量 $620 \text{ m}^3 / \text{h}$
うち中圧A $350 \text{ m}^3 / \text{h}$ 、低圧 $270 \text{ m}^3 / \text{h}$
(契約最大使用量とは、契約で定める1年間を通じて1時間当たりの最大の使用量をいう。)
- (2) 予定契約年間使用量 $1,145,200 \text{ m}^3 / \text{年}$
うち中圧A $643,900 \text{ m}^3$ 、低圧 $501,300 \text{ m}^3$
各月の詳細は別紙のとおり
(契約年間使用量とは、契約で定める1年間の契約月別使用量の合計量をいう。)
- (3) 予定年間引取量 $801,640 \text{ m}^3 / \text{年}$
うち中圧A $450,730 \text{ m}^3$ 、低圧 $350,910 \text{ m}^3$
各月の詳細は別紙のとおり
(予定年間引取量とは、1年間の最低引取量をいい、予定契約年間使用量の70%とする。)

4. 供給期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

5. 計量及び検針

- (1) 前回の検針日及び今回の検針日における一般ガス導管事業者によるガスメーターの読み等により、その料金算定期間の使用量の算定を行う。
- (2) 最大使用量は、一般ガス導管事業者が指定する負荷計測器（以下「販売用負荷計」という。）により算定する。ただし、負荷計測器により算定できないガスメーターの最大使用量はガスメーターの能力（小数点以下切り捨て）の合計とする。なお、負荷計測器の故障等又は一般ガス導管事業者の都合により検針値が確定できない場合の精算額算定にあたっては、当該月の販売用負荷計の検針値は用いないものとする。
- (3) 一般ガス導管事業者による検針日が原則として毎月末日となるよう申し入れするものとする。

6. ガス料金の決定

- (1) 本仕様書の内容を踏まえ、ガス料金（税抜）の提示を行うこと。
- (2) 入札時の料金の算出にあたり、原料費料金は、全日本通関統計の 令和6年7月～令和6年9月の公表値の平均原料単価（LNG：93,636円/t LPG：92,942円/t）を用いて算出する。また、契約締結における原料費料金は、受注者の定める約款や供給条件等に基づき取り扱うものとする。

なお、石油石炭税等租税課金は、LNG：1,860円/t LPG：1,860円/t を用いて算出するものとする。
- (3) ガス使用量が本仕様書記載の契約使用量に対し、過不足となった場合の補償料を規定する場合は、補償料の発生条件や算定式等を提示すること。
- (4) 入札時の輸送（託送）料金は、一般ガス導管事業者の入札日時点での託送供給約款（以下、「託送約款」という）を適用する。

なお、一般ガス導管事業者の託送約款が改訂され、託送供給料金に変更になった場合における輸送（託送）料金は、変更後の一般ガス導管事業者の託送約款に定める託送供給料金によるものとする。

7. ガス料金単価調整

原料費料金の変動により単価調整を行う場合は、供給者の大口ガス供給条件に基づき調整できるものとする。また、請求時には調整額の算出資料を提出するものとする。また、原料費料金が適正であると判断できる根拠資料を求める場合がある。

8. 緊急時の対応及び保安業務

- (1) 災害発生の防止等に関して、一般ガス導管事業者と連携協力し速やかに対応すること。また、緊急事態が発生した場合は、一般ガス導管事業者と連携協力し速やかに対応すること。
- (2) 供給者は、ガス事業法等関係法令の定めるところにより、一般ガス導管事業者が行う点検作業について、点検作業が適切に行われるよう協力すること。

9. 秘密の保持

供給者は業務上知り得た情報及び事項については、他に漏らしてはならない。また、供給期間終了後も同様とする。

10. その他

本仕様書に定めのない事項は、供給者の定める約款や供給条件等に従うほか、発注者・供給者間の協議により定める。